

# 第7編 資料



## 1. 防災会議関連

### 資料1-1 開成町防災会議条例

#### 開成町防災会議条例

昭和38年12月20日  
条 例 第 1 5 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、開成町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 開成町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 小田原市の消防長が小田原市の消防職員のうちから指名する者
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
  - (10) その他必要と認める機関のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項各号の委員の定数は15人以内とする。
- 7 第5号第7項から9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員会)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政地方機関の職員、神奈川県 of 職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月10日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月12日条例第18号)

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

## 開成町防災会議運営要綱

昭和60年2月15日

要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、開成町防災会議条例（昭和38年開成町条例第15号）第5条の規定に基づき、開成町防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議に議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理出席届（第1号様式）を会長に提出し、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときには、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、防災主管課が処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、そのつど会長が会議にはかって定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式

代理出席届

年 月 日

開成町防災会議会長  
開成町長 殿

開成町防災会議  
委員

年 月 日に開かれる開成町防災会議に出席できませんので、開成町防災会議運営要綱第3条第1項の規定により、次の者を代理者として出席させます。

機関名

職名

氏名

資料1-3 開成町防災会議委員名簿

開成町防災会議委員名簿

会長 開成町長

区分	機関名	職名
1号委員	関東農政局神奈川県拠点	統括農政業務管理官
2号委員	県西地域県政総合センター	所長
	県西土木事務所	所長
	小田原保健福祉事務所足柄上センター	所長
3号委員	松田警察署	署長
4号委員	開成町	副町長
5号委員	開成町教育委員会	教育長
6号委員	小田原市消防本部	消防長
	開成町消防団	消防団長
7号委員	東日本電信電話(株)神奈川事業部神奈川西支店	支店長
	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	支社長
8号委員	開成町自治会連絡協議会	会長
9号委員	(一社) 足柄上医師会	会長
	足柄上商工会開成支部	会長
	開成町商工振興会	

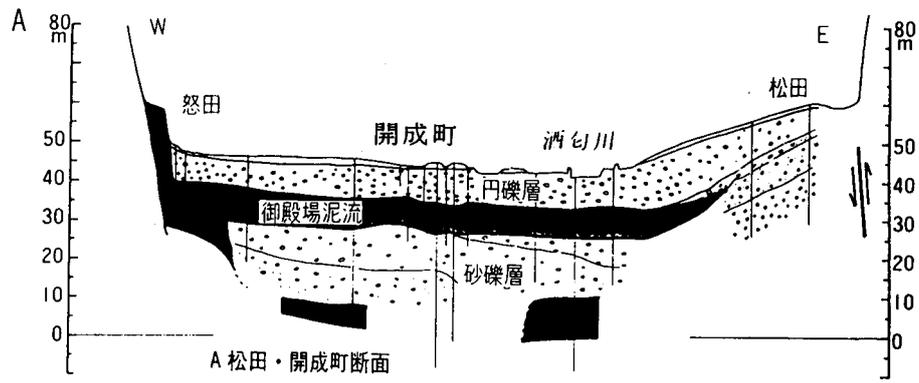


資料2-2 地質の特性

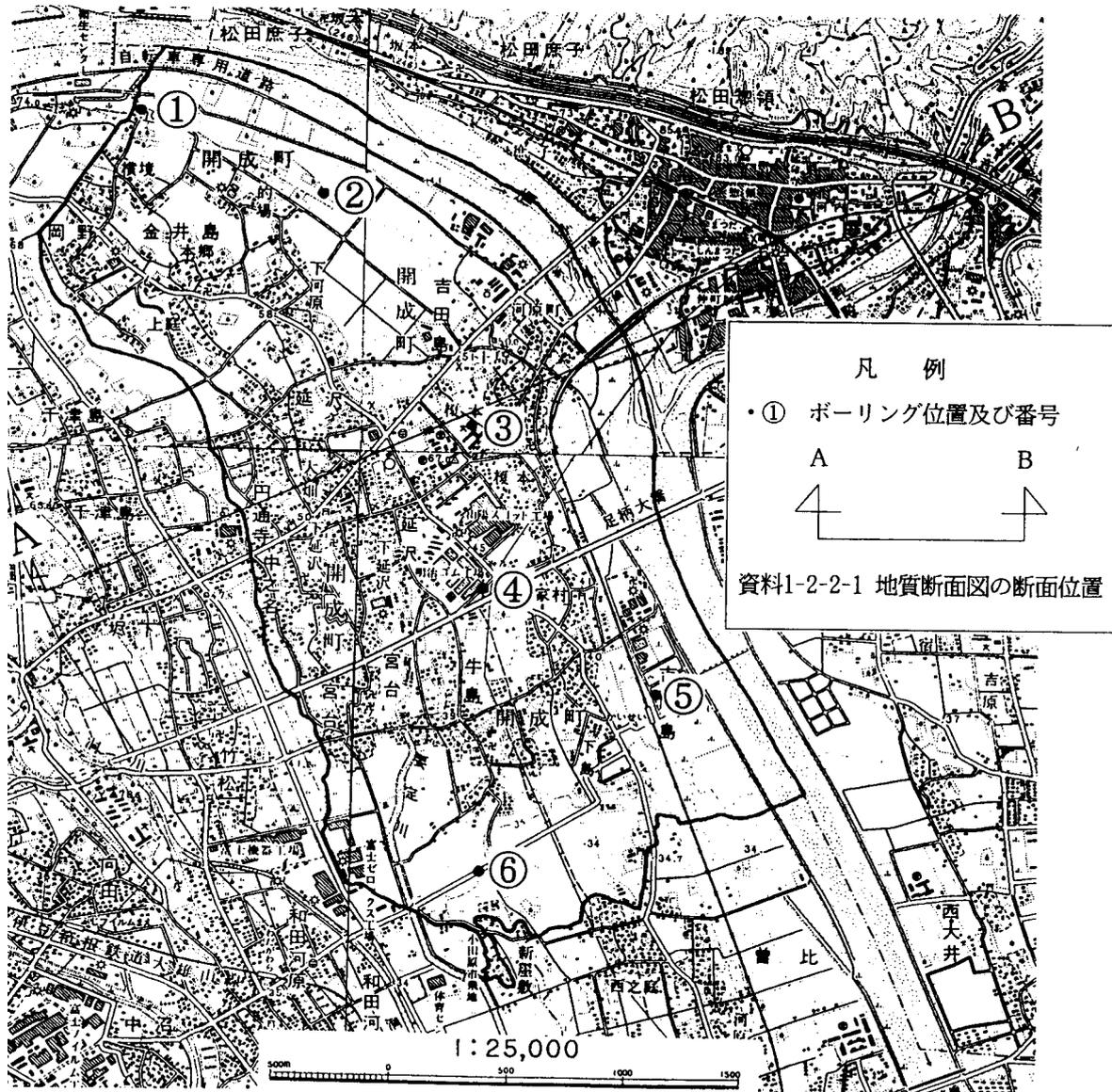
地 質 の 特 性

地 質 区 分	地 質 の 状 況
大磯丘陵	大磯丘陵は、周囲を断層によって限られた標高100～300m程のなだらかな丘陵地であり、礫岩などの新第三紀の地層を基盤として、その上に約100万年前（第四紀更新世前期）から堆積した砂礫層や火山灰などから構成される。
箱根火山	箱根火山は、第四紀更新世中期（約50～40万年前）から活動を始めた成層火山であり古くは2,700mほどの標高に達したと推定されているが、その後の陥没によって現在のような外輪山となったもので、溶岩や火山灰より構成される。
扇状地堆積物	扇状地堆積物は、大半が砂礫層よりなり、大礫（径64mm以上）を普通を含む等粗粒な礫が多く含まれる。これらは、N値が50以上を示す締まった堆積物である。
御殿場泥流	御殿場泥流は、今から約2,300年前の縄文時代晩期から弥生時代に移り変わる頃に富士山の東側斜面で発生した山体崩壊により生じたもので、山体を形成していた玄武岩や火山灰が一瞬にして御殿場盆地を埋め、その後の河川の浸食で酒匂川へ流れ込みやがて足柄平野へと達したものと考えられている。泥流とは言うものの、泥流堆積物は、粗粒な砂や大きな円礫よりなり、河川堆積物と同様な形態を示す。
旧河道	旧河道は、扇状地上にあったことから、かつての水流は速く、粘土・シルト等の細粒な堆積物はその場に堆積しにくく下流へと流されやすい環境下であり、他の扇状地堆積物と同様、粗粒な砂礫層より構成されると考えられる。

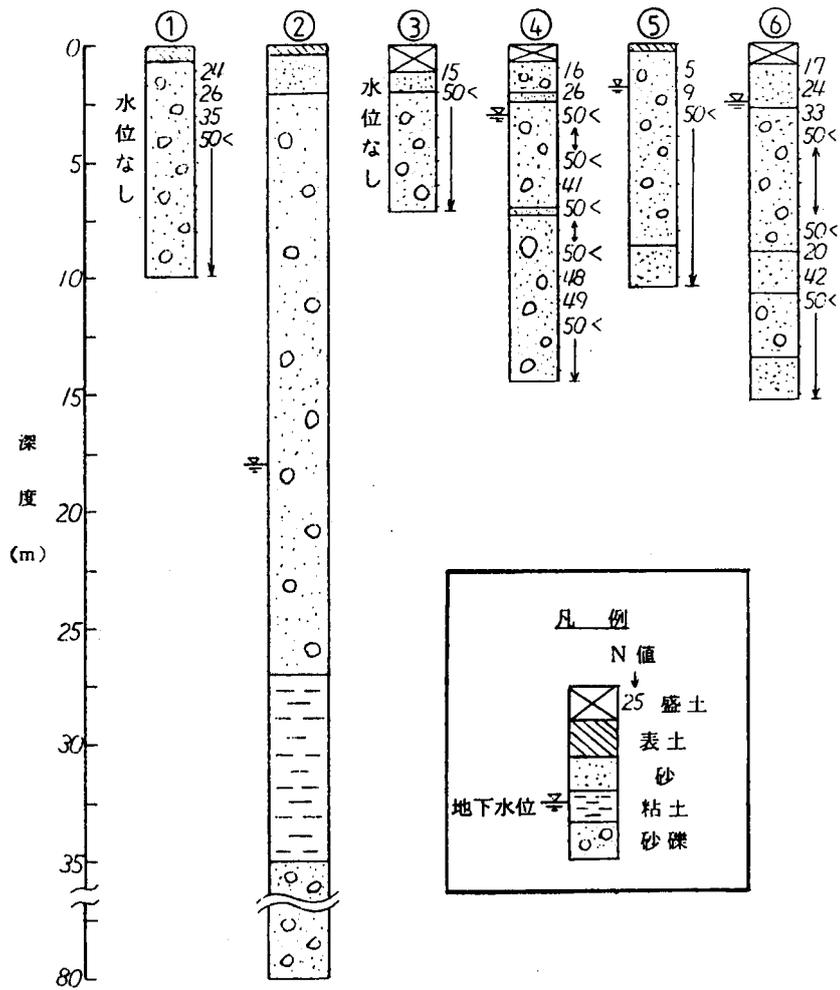
資料2-3 ボーリングデータによる開成町の地質断面図



資料2-4 ボーリング位置図



資料2-5 開成町内のボーリング柱状図

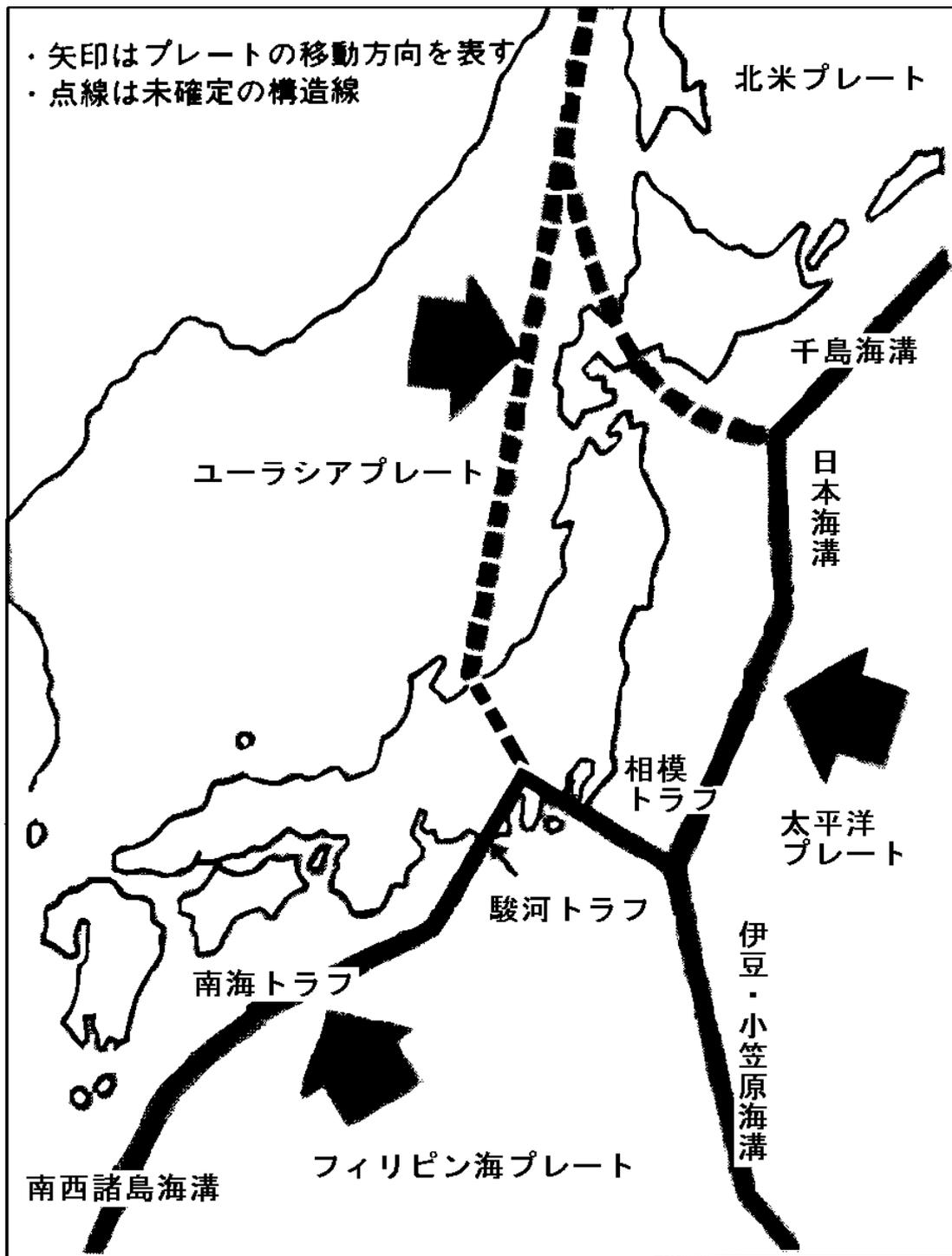


資料2-6 ボーリングデータによる各種地質概況

ボーリングデータによる各種地質概況

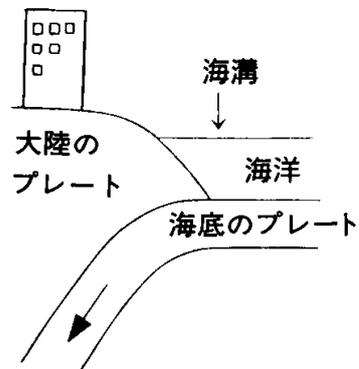
地質名	地質概況
盛土	碎石、砂、礫、粘土よりなる。
表土	草根を混入する有機質粘土。
砂	粗粒（粒径1～1/2mm）中径（粒径1/2～1/4mm）な砂を主体とするが、礫を含むことがある。
粘土	粘土を主体とするが、細砂（粒径1/4～1/16mm）や礫を含むことが多い。
砂礫	中礫（粒径4～64mm）～大礫（粒径64～256mm）を主体とし、礫の間を砂が充填している。
御殿場泥流	上記砂、砂礫のうち深度10m付近のものが該当する。溶岩礫、スコリア等よりなり、通常の砂・砂礫層と同様な河川堆積物の形態を呈する。

資料2-7 日本付近のプレートと海溝

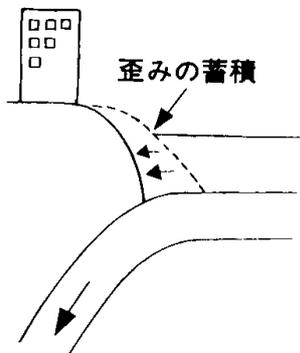


資料2-8 海溝型巨大地震発生のメカニズム

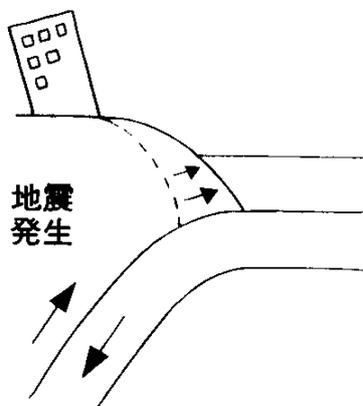
①海底のプレートが海溝のところで大陸側のプレートとこすり合いながら下へともぐり込む。



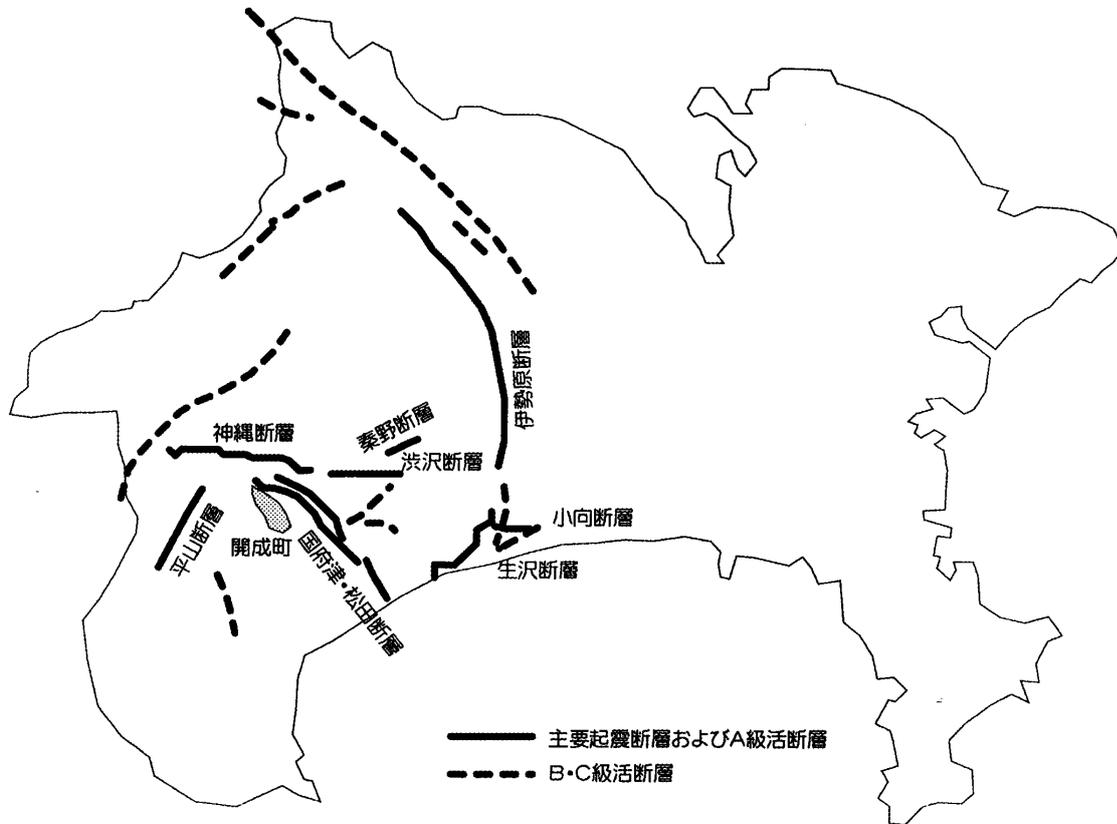
②大陸側のプレート先端部が引きずり込まれ歪みのエネルギーが蓄積される。



③歪みが限界に達し、大陸側のプレートが跳ね上がり海溝型の巨大地震が発生する。



開成町位置と活断層の分布



## 資料2-10 火山概要

### ■富士山

#### (概要)

小御岳・古富士の両火山上に生成した成層火山。日本の最高峰で体積約400km<sup>3</sup>の大きな火山。基底は直径50km。主に玄武岩からなるが、1707年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出。寄生火山が約100個ある。標高 2,450m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しい（大沢くずれ）。

#### (有史以降の主な火山活動)

781年（天応元年）8月 噴火、降灰。

800年（延暦19年）～802年（延暦21年） 噴火（山頂付近）

800年（延暦19年）4月15日 噴火、降灰多量。

801年（延暦20年） 噴火、降灰砂礫多量、足柄路は埋没、802年に箱根路が開かれた。

864年（貞観6年）～866年（貞観8年） 噴火（北西山腹）

864年6月に噴火、降砂礫多量。長尾山付近から溶岩流出（青木ヶ原溶岩）、北西に流れたものは本栖湖に達し、また「せのうみ」を精進湖、西湖に二分、北西に流れたものは吉田付近に達する。このようがんで人家埋没、湖の魚被害。噴火の最盛期は噴火開始2ヶ月程度まで。

999年（長保元年） 噴火

1033年（長元5年）1月19日 噴火

1083年（永保3年）4月17日 噴火

1707年（宝永4年）12月16日 噴火（南東山腹）

軽石・スコリア降下。噴火1～2ヶ月前から山中のみで有感となる地震活動。十数日前から地震活動が活発化、前日には山麓でも有感地震が増加（最大M5級）。12月16日朝に南東山腹（現在の宝永山）で爆発し、黒煙、噴石、空振、降灰砂、雷。その日のうちに江戸にも多量の降灰。噴火は月末まで断続的に起きた。噴火後洪水等の土砂災害が継続。

1825年（文政8年）7月26日 鳴動

1926年（大正15年）8月13日 地震

1987年（昭和62年）8月20日～27日 山頂で有感地震4回（最大震度3）。

2000年（平成12年）10月～12月 深部低周波地震多発。

2001年（平成13年）4月～5月 深部低周波地震多発。

2008年（平成20年）～2010年（平成22年） 地殻変動

2011年（平成23年） 3月15日 地震

静岡県東部でM6.4。その震源から山頂直下付近にかけて地震が増加。その後、地震活動は低下しつつも継続。

2012年（平成24年） 2月 噴気

北西麓の3合目付近（1760m）でごく弱い湯気。4月以降は認められなくなった。

## ■箱根山

### (概要)

三重式火山。第1外輪山（古期外輪山）は玄武岩～安山岩の成層火山で、カルデラはおおよそ東西8km、南北12km。第2外輪山（新期外輪山）は安山岩・デイサイトの楕状火山。中央火口丘群は安山岩で、主峰の神山は成層火山、駒ヶ岳などの6丘は溶岩円頂丘。噴火記録はないが神山・駒ヶ岳の山腹数か所に硫気地帯があり、時にはそれが活発化したり、崩壊・土石流を起こす。また、しばしば地震が群発する。神山の最後の噴火（約3000年前）では、現在の大涌谷近くで水蒸気爆発と火砕流の噴出があり、水蒸気爆発によって山体北西部が崩壊し、発生した岩屑なだれ堆積物により芦ノ湖が生成した。

### (火山活動)

噴火記録はない。

1786年（天明 6年）3月22日～23日 地震、鳴動、山崩れ（家屋破損）。

1917年（大正 6年）1月30日～31日 地震群発（老子で有感約300回）

1917年（大正 6年）6月21日～24日 鳴動（老子で100回以上）

1920年（大正 9年）12月27日～29日 地震群発（老子他で有感約60回）

1933年（昭和 8年）2月 噴気・温泉の異常、大涌谷の噴気孔の移動、老子温泉湧出量減少。

1933年（昭和 8年）5月10日 噴気異常：大涌谷の噴気孔で大音響とともに噴出、死者1名。

1934年（昭和 9年）2月 鳴動、地温上昇

1935年（昭和10年）1月 地震群発（老子で有感約20回）

1943年（昭和18年）4月19日～20日 地震群発

1944年（昭和19年）1月3日～8日 地震群発

1952年（昭和27年）11月19日～24日 地震群発、鳴動。

1953年（昭和28年）1月20日～30日 地震群発、23日に鳴動5回。

1953年（昭和28年）7月26日 山崩れ

1959年（昭和34年）9月～12月 地震群発

1960年（昭和35年）1月～3月、11月 地震群発

1966年（昭和41年）5月～7月 地震群発

1972年（昭和47年）3月～4月 地震群発

1974年（昭和49年）9月～1978年（昭和53年）2月 大涌谷噴気地帯の移動。樹木枯死。

1982年（昭和57年）4月、7月 地震群発

1983年（昭和58年）4月、6月 地震群発

1984年（昭和59年）～1985年（昭和60年） 地震群発

1985年（昭和60年）11月 地震群発

1987年（昭和62年）3月、4月 地震群発

1990年（平成 2年）2月、8月 地震群発  
1991年（平成 3年）4月 地震群発  
1992年（平成 4年）10月～12月 地震群発  
1993年（平成 5年）10月 地震群発  
1994年（平成 6年）5月、8月、10月、11月、12月 地震群発  
1995年（平成 7年）7月、9月 地震群発  
2001年（平成13年）6月～10月 地震多発  
2008年（平成20年）4月～12月 地震多発、地殻変動。  
2011年（平成23年）3月～4月  
2015年（平成27年）4月～10月 ごく小規模水蒸気噴火  
2019年（令和元年）3月～5月 地震、地殻変動

### 3. 災害対策本部関連

#### 資料3-1 開成町災害対策本部条例

#### 開成町災害対策本部条例

昭和38年12月20日  
条 例 第 1 6 号

##### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、開成町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

##### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

##### (雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月24日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料3-2 開成町災害対策本部職員の任命に関する規則

### 開成町災害対策本部職員の任命に関する規則

昭和58年6月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第3項の規定に基づく開成町災害対策本部の職員の任命に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部職員の任命)

第2条 災害対策副本部長は、副町長及び教育長の職にある者をもって充てるものとする。

2 災害対策本部員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

(1) 開成町職員の職の設置等に関する規則（平成15年開成町規則第7号）第3条第1項に規定する部長、課長及び室長

(2) 開成町議会事務局条例（昭和41年開成町条例第10号）第3条に規定する事務局長

(3) 開成町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則（平成15年開成町教育委員会規則第2号）第4条に規定する課長

(4) 消防団長及び副団長

3 前2項に掲げる者のほか、開成町災害対策本部の職員は、開成町職員定数条例（昭和30年開成町条例第1号）に定める職員及び消防団員（前項の規定により災害対策本部員に充てられた者を除く。）をもって充てるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月19日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年6月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第6号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

2 改正前の規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 開成町災害対策本部要綱

昭和60年2月15日  
要綱第2号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、開成町災害対策本部条例（昭和38年開成町条例16号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、開成町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (組織及び業務)

第2条 本部の組織及び分担業務は、別表1のとおりとする。

2 条例第2条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）及び本部員以外の災害対策本部職員は、開成町災害対策本部職員の任命に関する規則（昭和58年開成町規則第4号）に定める職員をもって充てる。

3 本部の組織及び分担業務は、災害応急対策実施上特別の必要がある場合は、第1項の規定にかかわらず、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

### (職の設置)

第3条 部に部長及び副部長を置く。

2 部長及び副部長は、部及び課、局等の長をもって充てる。

3 本部長が必要と認めるときは、部に班を置くことができる。

4 前項の規定により班を置いたときは、部長は、その所属職員のうちから班長を指名する。

### (職務)

第4条 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副部長は、部長を補佐し、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、部長に事故がある場合は、その職務を代理する。

3 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班員は、男子職員をもって構成し、上司の命を受け所掌事務に従事する。ただし、本部長が応急対策上必要と認める場合は、女子職員に従事させることができる。

### (本部会議)

第5条 本部長は、災害対策についての重要な指示又は総合調整を行うため、必要があるときは、本部会議を招集する。本部会議は、本部長及び開成町災害対策本部職員の任命に関する規則第2条に規定する職員をもって構成する。

(本部連絡員)

第6条 本部に本部連絡員を置き、各部長が所属職員のうちから指名する。

- 2 本部連絡員は、本部が設置された場合は、直ちに本部室においてサービスを開始し、所属部班との連絡並びに所属部班に関する被害又は災害対策活動に関する情報、資料の整理等の事務に従事する。

(非常配備)

第7条 本部長は、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整えるものとする。

- 2 本部が設置されたときは、非常配備要員に指名された職員（以下「非常配備要員」という。）は、別に定める配備計画に基づき、速やかに非常配備につくものとする。
- 3 非常配備の体制は、1号配備、2号配備及び3号配備とし、配備の基準は別表2のとおりとする。

(1号配備下の活動)

第8条 1号配備下における活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 県及びその他関係機関と連絡をとり、気象情報、通報等を収集して本部長に報告するとともに、関係各部に連絡する。
- (2) 各部長は、所掌事務に係る情報収集及び連絡体制を強化するとともに、資機材等を点検し、必要に応じて事前措置を実施する。

(2号配備下の活動)

第9条 2号配備の指令が出された場合の活動は、前条に規定するもののほか、次の措置をとり防災体制を強化するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

- (1) 部長は、災害の状況を部員に周知し、必要な措置をとる。
- (2) 関係部及び関係機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(3号配備下の活動)

第10条 3号配備の指令が出された場合は、各部は非常体制をとり、災害対策活動に全力を集中する。

(配備の開始及び解除)

第11条 非常配備の開始及び解除は、本部長が指令する。

(指令、情報等の受伝達)

第12条 災害対策に関する本部長の命令及び指示等を部班に連絡する場合又は部班から本部長に報告する場合等は、災害対策連絡票（第1号様式）に記載し、気象通報の受信及び伝達は、情報等受信原簿（第2号様式の1～5）に記載して行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により行うことができる。

(緊急参集)

第13条 非常配備要員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに所属部班に参集し、又は所属部班に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

2 前項に掲げる職員は、災害時において、みずから進んで所属部班に参集し、又は上司の指示を受けられるよう、ラジオニュース等の災害報道の聴取に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

この条例は、公布の日から施行する。

## 開成町地震災害警戒本部条例

昭和54年12月26日  
条例第23号

### (目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、開成町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 開成町教育委員会の教育長

(3) 町長が町の職員のうちから指名する者

(4) 消防団長

(5) 開成町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(6) 小田原市の消防長が小田原市の消防職員のうちから指名する者

(7) その他町長が指名する者

6 本部員は本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

### (部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月21日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第14号)

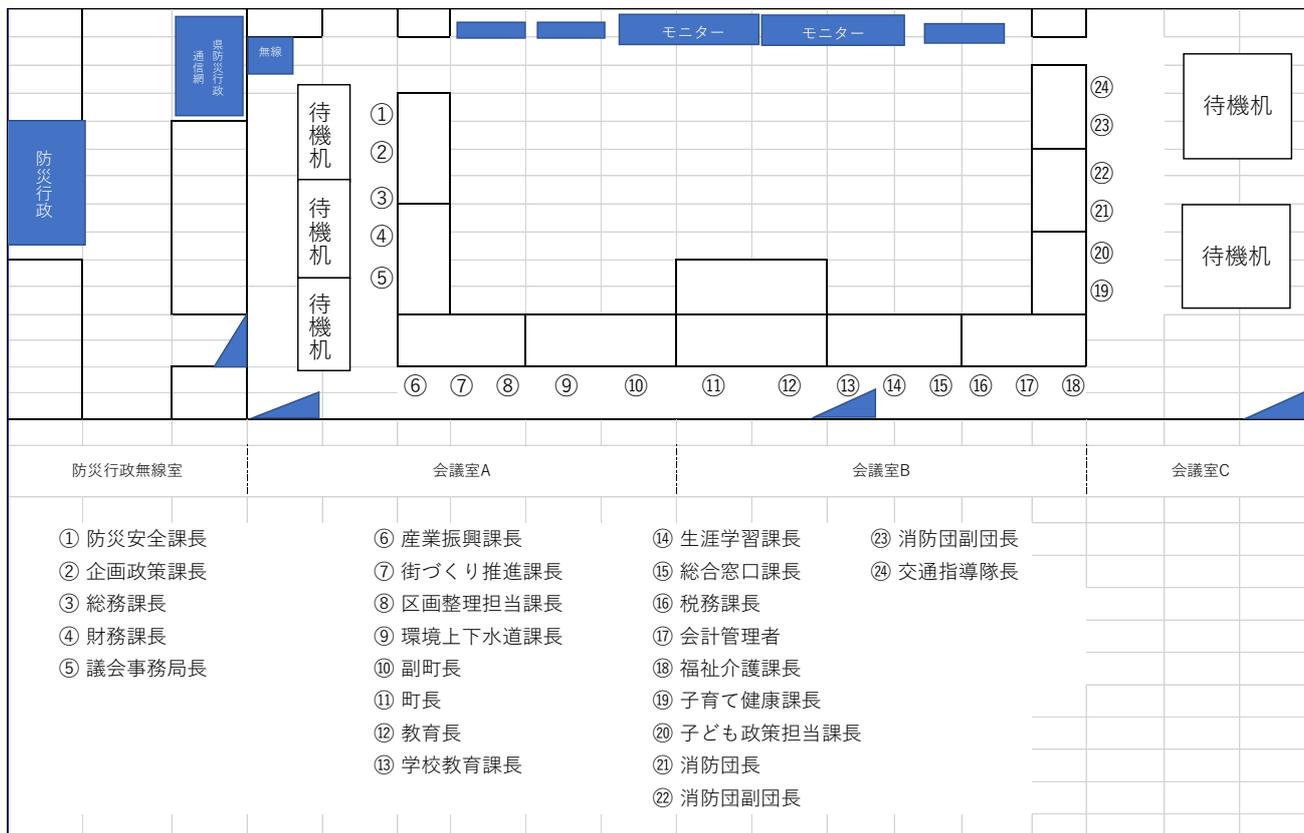
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月12日条例第19号)

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

資料3-5 災害対策本部室配置図

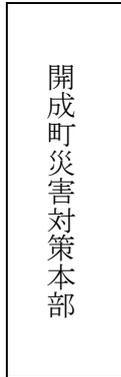
役場庁舎 災害対策本部室配置図



### 資料3-6 災害対策本部の標識板

#### ■標識板

災害対策本部の設置を示すため次の標識板を設置する。



#### 4. 広域応援関連

##### 資料4-1 自衛隊派遣要請先

派遣要請依頼先	電話	防災行政通信網	FAX 危機管理防災課
神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 応急対策グループ	昼間 045-210-3430 (直通) 1 夜間直通 045-210-3456 (指令情報室)	(日中) 9-400-9301 (夜間) 9-400-9313～ 9316	9-400-9293 9-400-9889

##### 資料4-2 陸上自衛隊駐とん地連絡先

部隊名 (駐屯地名)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
東部方面混成団	第2科または 第3科	部隊当直指令室	横須賀 046 (856) 1291
陸上自衛隊第1高射特科大隊 静岡県(駒門)	第2係または 第3係	部隊当直指令室	御殿場 0550(87) 1212

##### 資料4-3 自衛隊派遣ヘリポート及びベースキャンプ地

種別	場所	規模	住所	電話
ヘリコプター臨時離着陸場	県足柄上合同庁舎 総合グラウンド	83m×130m	吉田島 2489-2	83-5111
	吉田島高校 グラウンド	85m×180m	吉田島 281	82-0151
ベースキャンプ地	県足柄上合同庁舎 敷地内		吉田島 2489-2	83-5111

##### 資料4-4 ヘリポート設置要領

ヘリコプターの離着陸	風に向かって約10°～12°の上昇角で離着陸する。
地面	堅固で傾斜6度以内
周辺状況	四周にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし100m×100mの面積があれば良い。
規模	100m×100mが望ましい。

資料4-5 県の広域防災活動拠点足柄上地区広域防災活動拠点

拠点	名称	所在地	電話
救援物資集積配分場所	県足柄上合同庁舎	開成町吉田島 2489-2	83-5111
ヘリコプター臨時離着陸場	県足柄上合同庁舎 総合グラウンド	開成町吉田島 2489-2	83-5111

## 5. 情報・通信・広報関連

### 資料5-1 予警報の種類と発表基準

令和2年8月6日現在

開成町	府県予報区		神奈川県	
	一次細分区分		西部	
	市町村等をまとめた地域		足柄上	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
			流域雨量指数基準	仙了川流域=3.5, 要定川流域=5.9
			複合基準*	—
			指定河川洪水予報による基準	酒匂川 [松田・富士道橋]
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	18
			土壌雨量指数基準	130
			流域雨量指数基準	仙了川流域=2.8, 要定川流域=4.7
			複合基準*	酒匂川流域= (13, 49)
			指定河川洪水予報による基準	酒匂川 [松田・富士道橋]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度35% 実効湿度55%	
	低温		夏期：最低気温が16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下	
	霜		最低気温4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

※表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- 大雨、洪水、大雪、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内

における基準の最低値を示している。

- (6) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料 ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)) を参照のこと。
- (7) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (8) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。
- (9) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

資料5-2 神奈川県防災行政通信網設置場所等

設 置 無 線 機	設 置 場 所
受令用電話	防災安全課
親電話機	防災安全課
ファクシミリ	防災無線室

資料5-3 開成町防災行政無線（固定系）

開成町防災行政無線整備状況一覧

令和3年4月1日現在

強化地域	親局	屋外方式	屋外方式設置場所内訳														
			役場	岡野	金井島	上延沢	円中	宮台	牛島	上島	榎本	中家村	下島	みなみ	水辺公園	福祉会館	足柄上合同庁舎
○	1	26	1	1	4	1	2	2	2	1	2	1	5	1	1	1	1

資料5-4 開成町防災行政無線（移動系）

令和4年3月現在

■災害対策本部／消防団本部

設置場所	基地局呼出名称
防災安全課	開成 100
	開成 200
	開成 300

■消防団

設置場所	車載無線機呼出名称		半固定型無線機呼出名称	携帯型無線機呼出名称
本団				開成 138
				開成 139
	開成 108	消防指令車		開成 140
消防団第1分団	開成 101	団車両	開成 111	開成 131
消防団第2分団	開成 102	団車両	開成 112	開成 132
消防団第3分団	開成 103	団車両	開成 113	開成 133
消防団第4分団	開成 104	団車両	開成 114	開成 134
消防団第5分団	開成 105	団車両	開成 115	開成 135
消防団特設第1分団	開成 106	団車両	開成 116	開成 136
消防団特設第2分団	開成 107	団車両	開成 117	開成 137

■自治会

設置場所	半固定型無線機呼出名称	携帯型無線機呼出名称	設置場所	半固定型無線機呼出名称	携帯型無線機呼出名称
岡野老人憩の家	開成 211	開成 231	上島公民館	開成 218	開成 238
金井島公民館	開成 212	開成 232	河原町公会堂	開成 219	開成 239
上延沢自治会館	開成 213	開成 233	榎本公会堂	開成 220	開成 240
下延沢自治会館	開成 214	開成 234	中家村公民館	開成 221	開成 241
円中自治会館	開成 215	開成 235	下島自治会館	開成 222	開成 242
宮台老人憩の家	開成 216	開成 236	パレットガーデン自治会	開成 223	開成 243
牛島自治会館	開成 217	開成 237	みなみ自治会館	開成 224	開成 244

■避難所

設置場所	半固定型無線機呼出名称
南部コミュニティセンター	開成 311
開成小学校	開成 312
開成南小学校	開成 313
文命中学校	開成 314
開成町福祉会館	開成 315
瀬戸屋敷	開成 316
開成水辺スポーツ公園	開成 317
予備	開成 318

■町役場

設置場所	携帯型無線機呼出名称				
開成町役場内	開成 331	開成 337	開成 343	開成 349	開成 355
	開成 332	開成 338	開成 344	開成 350	開成 356
	開成 333	開成 339	開成 345	開成 351	開成 357
	開成 334	開成 340	開成 346	開成 352	
	開成 335	開成 341	開成 347	開成 353	
	開成 336	開成 342	開成 348	開成 354	

資料5-5 災害対策用特設公衆電話設置場所一覧表

番号	施設名	設置場所	回線数
1	岡野老人憩の家	岡野 186	2
2	金井島公民館	金井島 94	2
3	上延沢自治会館	延沢 1548	2
4	下延沢自治会館	延沢 652-1	2
5	円中自治会館	中之名 384	2
6	宮台老人憩の家	宮台 134	2
7	牛島自治会館	牛島 359	2
8	上島公民館	吉田島 2470	2
9	河原町公会堂	吉田島 2645	2
10	榎本公会堂	吉田島 3231	2
11	中家村公民館	吉田島 1665	2
12	下島自治会館	吉田島 1610-1	2
13	パレットガーデン自治会館	吉田島 4319-1	2
14	みなみ自治会館	みなみ 2-6-1	2
15	開成幼稚園	牛島 336	2
16	開成小学校体育館	延沢 625	2
17	文命中学校体育館	吉田島 1805	2
18	開成水辺スポーツ公園	吉田島 2710	2
19	開成町南部コミュニティセンター	牛島 396-1	2
20	開成町福祉会館	吉田島 1043-1	2
21	開成町町民センター	延沢 773	4
	計		44

資料5-6 消防庁報告先

表 消防庁への報告先

N T T回線	電 話	03-5253-7527 (平日9:30~18:15) 03-5253-7777 (上記以外)
	F A X	03-5253-7537 (平日9:30~18:15) 03-5253-7553 (上記以外)
消防防災無線	電 話	7-90-49013 (平日9:30~18:15) 7-90-49101~2 (上記以外)
	F A X	7-90-49033 (平日9:30~18:15) 7-90-49036 (上記以外)
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	9-048-500-90-49013 (平日9:30~18:15) 9-048-500-90-49101~2 (上記以外)
	F A X	9-048-500-90-49033 (平日9:30~18:15) 9-048-500-90-49036 (上記以外)

表 消防庁災害対策本部等連絡先

N T T回路	電話	03-5253-7510 (長官・参謀室)
	F A X	03-5253-7553 (宿直室)
消防防災無線	電話	90-49101~49102
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	9-048-500-90-49101~49102
	F A X	9-048-500-90-49036
中央防災無線		5017 (兼応急対策室)
	F A X	5041

## 資料5-7 広報案文

### 【共通事項】

(放送文の前に放送)

こちらは、ぼうさいかいせいです。  
開成町役場から、〇〇〇についてお知らせします。

(以下放送文は、2回繰り返す)

### 【案文1】 地震情報、余震情報の伝達文

(直後)

さきほど 強い地震がありました。  
先ほどの地震の震源地は〇〇沖、マグニチュード〇〇  
開成町の震度は〇弱でした。  
町民の皆さまは、テレビや町役場からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

(60分後)

今後、余震が予想されますが、おちついて行動して下さい。  
崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意して下さい。  
火の元は消しましたか。  
火が出たら大声を出してみんなの協力で消して下さい。  
また、火災や救助、救急は消防署に知らせてください。

(3時間以内)

町内各地で多くの被害がでている模様です。  
町では、現在被害状況の把握を行っています。  
余震に気をつけて、ご自宅周辺で助けを求めている人がいないか確認いただき、家の倒壊などで救助が必要な場合は消防署又は役場までおしらせください。  
自主防災組織は地域避難所を開設し 安否確認を行ってください。

### 【案文2】 被害の状況

これまでにわかった被害の状況をお知らせします。  
現在、町内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。  
また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。  
テレビやラジオからの情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

### 【案文3】 火災発生の状況

ただいま、〇〇〇(地区名)の〇〇〇〇(氏名)さん宅附近で火災が発生しました。  
消防団員の方は出動して下さい。

【案文4】 気象情報の伝達

台風〇〇号が接近しています。  
神奈川県では明日から強い雨や風が予想されています。  
河川のせぎの管理者の方はせぎ板を外してください。  
また、家の周りの物が風で飛ばないように片付けるなど台風に備えてください。

【案文5】 高齢者等避難・避難指示

・高齢者等避難

台風の接近に伴い、今後も大雨が続き、河川の水位の上昇が見込まれるため、開成町では〇〇地区に、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。  
ハザードマップを確認し、自宅が安全な場合は、自宅に避難していても構いません。  
避難が必要な方は早めに避難してください。

・避難指示

緊急放送・緊急放送、こちらは、ぼうさい、かいせいです。  
開成町役場から、警戒レベル4、避難指示について、お知らせします。  
酒匂川が氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。  
ハザードマップを確認し、自宅が安全な場合は、自宅に避難していても構いません。  
避難が必要な方は至急避難してください。

【案文6】 地震被害による避難、避難の指示、誘導

家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。  
避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて避難して下さい。  
〇〇地区周辺は、〇〇のため避難勧告（指示）が出されました。  
避難先は、〇〇公園、〇〇学校です。  
家の戸締りをして、家族そろって早く避難して下さい。

【案文7】 救護対策の周知

負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。  
けがをされた方は〇〇に行ってください。

【案文8】 防疫、保健衛生に関する注意

食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意して下さい。  
また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けて下さい。  
食中毒症状の時は保健所に連絡して下さい。

**【共通事項】**

(放送文の後に放送)

こちらは、ぼうさいかいせいです。

